

○ (仮称)札幌駅南口北4西3地区第一種市街地再開発事業環境影響評価方法書について

委員名	送付日	意見等の内容	都市計画決定権者回答
坪田副会長	2月12日	○ 特に意見はない。	
福原委員	2月12日	○ 特に意見はない。	
伊藤委員	2月12日	○ 特に意見はない。	
奈良委員	2月13日	○ 特に意見はない。	
石塚委員	2月13日	○ 特に意見はない。	
鈴木委員	2月15日	○ 特に意見はない。	
吉田委員	2月15日	○ 特に意見はない。	
上田委員	2月16日	○ 特に意見はない。	
近藤会長	2月16日	○ 特に意見はない。	
奥本委員	2月16日	○ 特に意見はない。	
渡部委員	2月17日	○ 特に意見はない。	
秋山委員	2月17日	○ 特に意見はない。	
高橋委員	2月18日	○ 特に意見はない。	
小篠委員	2月18日	<p>要約書のP20で市長の意見として、札幌市の都心部を代表する街区における「景観の形成」に寄与する計画づくりに配慮するよという意見に対して、事業者の見解として、当該敷地に適用される景観形成基準やまちづくりビジョン・景観まちづくり指針に適合した緑化を含めた景観形成に配慮する、という記述となっています。</p> <p>そして、評価準備書や評価書で具体的な形態意匠を計画建築物モニタージュに反映させて、景観に関する予測評価を実施するとしています。</p> <p>しかし、P71～の景観に関する調査、予測、評価の手法では、ただフォトモニタージュを作成して現況との比較を行うとP74に書かれているのみで、「景観形成基準やまちづくりビジョン・景観まちづくり指針に適合した緑化を含めた景観形成」をどのようにやったのかについて、評価できるようにはなっていません。</p> <p>景観に関する市長の意見への見解と環境影響評価のプロセスに乖離があるように思います。</p> <p>手法の部分に追記をした方が良いと思います。</p>	<p>○本事業は、景観法等に基づく届出に先立ち、「札幌市景観条例」に基づく「景観プレ・アドバイス」を経て事業着手となります。</p> <p>景観プレ・アドバイスは、札幌市景観審議会に設置された景観アドバイス部会と事業者等が意見交換を行い、その結果を踏まえ札幌市が助言を行う制度であり、計画の進捗に応じて「構想段階景観プレ・アドバイス」及び「設計段階景観プレ・アドバイス」と段階的なステージがありますが、準備書における予測の前に、「構想段階景観プレ・アドバイス」が行われる予定です。構想段階景観プレ・アドバイスにおいて、当地区の景観形成の方針・留意事項等について助言をいただき、その結果を都市計画の企画案へ反映した上で準備書の予測を実施してまいります。</p> <p>○準備書段階の予測（モニタージュ）にあたっては、配慮書段階で検討したような計画建築物のボリュームのみの予測ではなく、構想段階景観プレ・アドバイスで確認した方針・留意事項に配慮した上で現時点の外観のイメージを反映し、上位計画との整合性等を踏まえて評価を行う考えです。</p> <p>なお、景観形成については、都市計画段階以降も引き続き詳細な意匠等を検討するとともに、今後予定される設計段階景観プレ・アドバイス等を通じ、適切な配慮がなされているか確認いただきながら景観への配慮に取り組んでまいります。</p> <p>○これらの景観に関連する諸手続きは環境影響評価手続きと別途並行して進められる手続きであるため、方法書の予測手法には記載していませんでしたが、構想段階景観プレ・アドバイスを踏まえた上でのモニタージュ作成であることがわかるように、今後の準備書・評価書において、景観に関連する諸手続きとの関係性について追記してまいります。</p>

